

特殊法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)
- 事業の見直し等を中心として - 勤労者退職金共済機構(建設業退職金共済事業本部)

勧告日：平成14年1月22日

勧告先：厚生労働省

実施時期：平成12年4月～平成14年1月

【行政評価・監視の背景事情等】

建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、一般の退職金共済制度では対象とされず、退職金共済制度の恩恵を受けない期間労働者を救済するため、昭和39年に創設されており、その運営は勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済事業本部(以下「建退共本部」という。)が当たっている

この制度は、発足から37年を経過し、従来の短期間に事業主間を転々と移動する者が減少し、比較的安定して雇用される者が増加しているなど建設業における雇用状況に変化がみられる中、期間労働者にとって有効に機能しているかの点検が求められる時期

調査対象機関：厚生労働省、国土交通省、勤労者退職金共済機構(建設業退職金共済事業本部)、関係団体、事業者等

担当部局：行政評価局、管区行政評価局(5局)、行政評価事務所(5事務所)

【調査結果の概要】

1 財務の現状等

建退共本部の資産規模は約9,500億円、その大半が退職金共済事業における資産

退職金共済事業では、昭和62年度以降運用利回りが予定利率を下回っているものの、現実には約288億円の剰余金が累積(この間の利息収支差は約780億円のマイナス(当省推計))

退職金支給の原資となる責任準備金は、共済契約者が購入した共済証紙のうち、被共済者の共済手帳に貼付されたものを対象として算定

剰余の発生は、掛金(共済証紙購入額)のすべてが責任準備金の算定対象とはならないことに起因

この剰余により、逆ざやの下で予定利率どおりの退職金支給額を維持

剰余金の主な発生要因

1. 購入された共済証紙の約5%が未貼付(推計額約510億円)
2. 事実上の掛捨てが多数発生(累計約174万人、推計額約645億円)
(10年以上共済手帳の更新実績がなく、かつ、退職金の受給資格を得る掛金納付月数24月を満たしていない者に係る掛金は責任準備金の算定対象から除かれている。)

1. 未貼付共済証紙の発生原因の見極めが必要(過剰購入か、貼付されるべきものが未貼付か)
2. 事実上の掛捨ての中には、12月の掛金納付実績がある者も多数存在。これらの者に退職金を給付する必要性の有無を検討する余地

2 被共済者に対する退職金の支給の充実

(1) 就労日数に応じた掛金の納付の確保

共済証紙の購入実績は、購入が必要と見込まれる額の5割～7割程度

退職金算定の基となる掛金額は、共済契約者が購入した共済証紙を被共済者の共済手帳へ貼付、消印することによって確定する仕組み

共済証紙の貼付状況をみると、i)返納手帳のうち、共済証紙が1枚も貼付されていないものが6割強(11年度全国で8,995冊中5,535冊)、ii)多額の共済証紙を購入しながら共済手帳に貼付していない事業主がみられる(抽出115事業主中5事業主)、iii)下請事業主に共済証紙を交付していない元請事業主が半数近い(抽出92件中42件)等の例あり

共済契約者が共済証紙を過剰に購入している形跡はみられず、むしろ、購入しても本来被共済者の共済手帳に貼付されるべき枚数が貼付されていない状況

建退共本部では、年間の共済証紙購入実績が2万円(3か月相当)未満で共済手帳の更新実績がない事業主に限って共済証紙の貼付を指導

購入実績2万円以上の事業主については未貼付の実態が見過ごされる状況

(勧告要旨)

建退共本部に対して、次の措置を講じるよう指導する必要

1. 共済契約者に対して、i)被共済者の共済手帳への共済証紙の貼付の励行、ii)下請事業主への共済証紙の交付の励行等について要請すること
2. 共済契約者に対する点検・措置は、共済証紙の購入高に限定することなく行うこと

(2) 退職金支給の充実

近年、事業主の建退共制度への加入率は26%程度で横ばいの状況

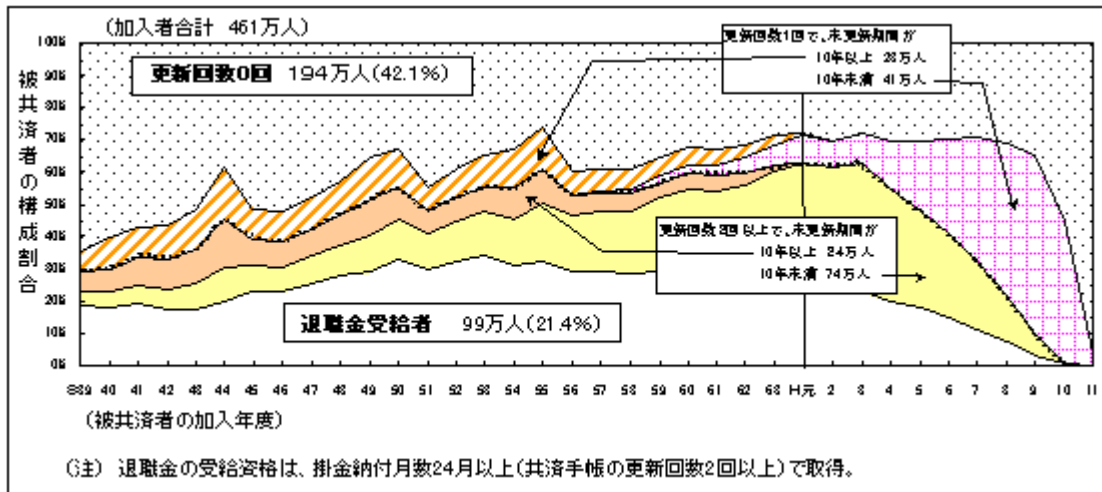
退職金の受給資格を得るに至らない者が全体(461万人)の約6割(263万人)を占める

その中には12月以上(更新1回)の掛金納付実績のある者が70万人存在し、うち4割(約28万人)は10年以上未更新状態にあり、これらの者は今後受給資格を得る見込みが乏しい

一方、退職金受給資格取得者(更新2回以上)99万人の中にも、10年以上未更新状態の者が24万人と4分の1含まれているが、これらの者が退職金を受給する可能性は1%未満

(加入年度別の被共済者の更新状況及び退職金支給状況の推計(平成11年度末))

拡大グラフ



建退共本部では、受給資格のある長期末更新者に対する実態調査を実施しているが、現行の電算処理システムの下では、被共済者等について入力情報を有効に活用するプログラムが未整備なため、半数以上の所在が不明であるなど長期末更新者を確認するための効果的な取組ができない状況

(勧告要旨)

建退共本部に対して、次の措置を講じるよう指導する必要

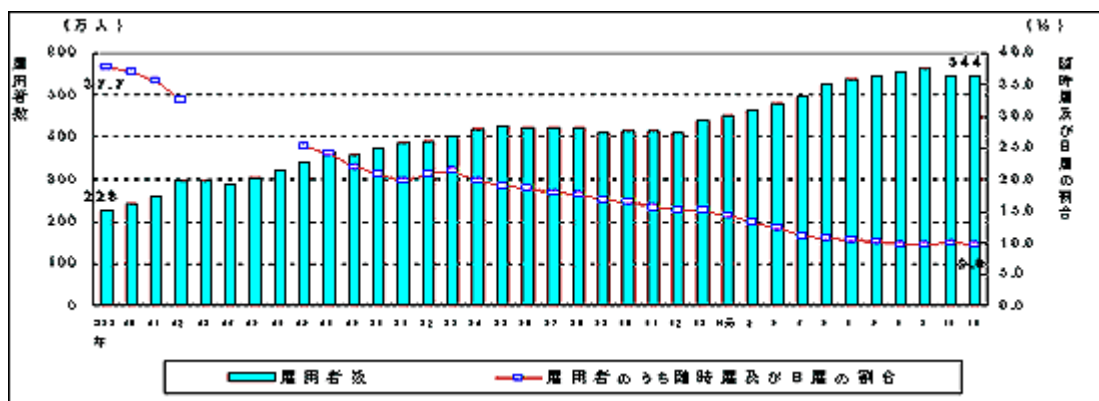
1. 共済契約者ごとの被共済者の把握等が可能となるよう情報を管理するシステムを充実
2. 未更新状態が続く受給資格者について、共済契約者を通じ、退職金の給付が受けられるよう適時、適切に働きかけを実施

(3) 共済証紙による掛金納付方式の見直し

建設業における労働者数は、制度発足時の228万人から平成11年には544万人に増加しているが、このうち期間労働者については86万人(37.7%)から52万人(9.6%)へ減少

(建設業における雇用者数と臨時雇及び日雇の占める割合の推移)(労働力調査)

拡大グラフ



(注) 雇用者: 会社、団体等に雇われて給料、賃金を得ている者(役員含む。)

臨時雇: 1か月以上1年以内の期間を定めて雇われる者

日雇: 日々又は1か月未満の契約で雇われている者

期間労働者の雇用の実態は、従来の短期間に事業主間を転々と移動するものから、年間を通じ一定の範囲の事業主の下で比較的安定したものと変化しているとみられ、この傾向は建退共制度の被共済者についても同様と予測

共済証紙による掛金納付方式の意義は、相対的に乏しくなっている状況

掛金を前払いする共済証紙方式では、共済証紙の共済手帳への貼付を通じて初めて納付実績として扱われるため、購入実績のあることが必ずしも退職金の支給には結びついていない状況

(勧告要旨)

掛金の納付方式を経済的かつ合理的なものとする観点から、現行の共済証紙による掛金納付方式を見直し、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保されるものとするよう検討が必要

3 その他の事項

このほか、現行の退職金支給要件24月を12月へ緩和し、建設業界に働いていながら退職金の受給資格を得るに至らない者を救済することについて、今後の検討課題として提示